

入札説明書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

1. 件名

職員ロッカー及びコートハンガーの調達

2. 添付書類

- (1) 競争入札心得
- (2) 委任状
- (3) 入札書
- (4) 誓約書
- (5) 競争入札参加届
- (6) 契約書(案)(購入契約条項、特記事項含む)

3. 仕様

別紙「仕様書」のとおり

4. 入札日時および場所

日時：2020年3月12日(木) 16:00

場所：NEDO 16F 会議室A

5. 入札参加条件

以下の書類を2020年3月11日(水) 12:00までに提出(郵送可・必着)すること
(経理部契約課 林まで)。

郵送の場合は、FAXにて発送した旨を通知すること。(様式自由)

- (1) 競争入札参加届(会社実印捺印)
- (2) 誓約書(会社実印捺印)
- (3) 印鑑証明書(原本)1通(提出日前3か月以内に発行されたもの)
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度の国の競争参加資格における「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」等級の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

6. 入札時に必要な書類

- (1) 代表者が参加する場合
 - ① 入札書(要封かん)
 - ② 代表者個人の身分証明書(社員証、免許証、パスポート等)

- ③ 会社実印又は使用印届済の印鑑
- (2) 代表者以外の方が参加する場合
 - ① 委任状（会社実印および代理人印捺印）
 - ② 入札書（要封かん）
 - ③ 代理人の身分証明書（社員証、免許証、パスポート等）
 - ④ 代理人の方の印鑑（委任状に押印の認印）

第1回目の入札で落札しなかった場合は、落札者が決まるまで再度の入札を行う。したがって、再度入札用の入札書および再度入札用の封筒を用意すること。

7. 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

8. 入札保証金

免除する。

9. その他

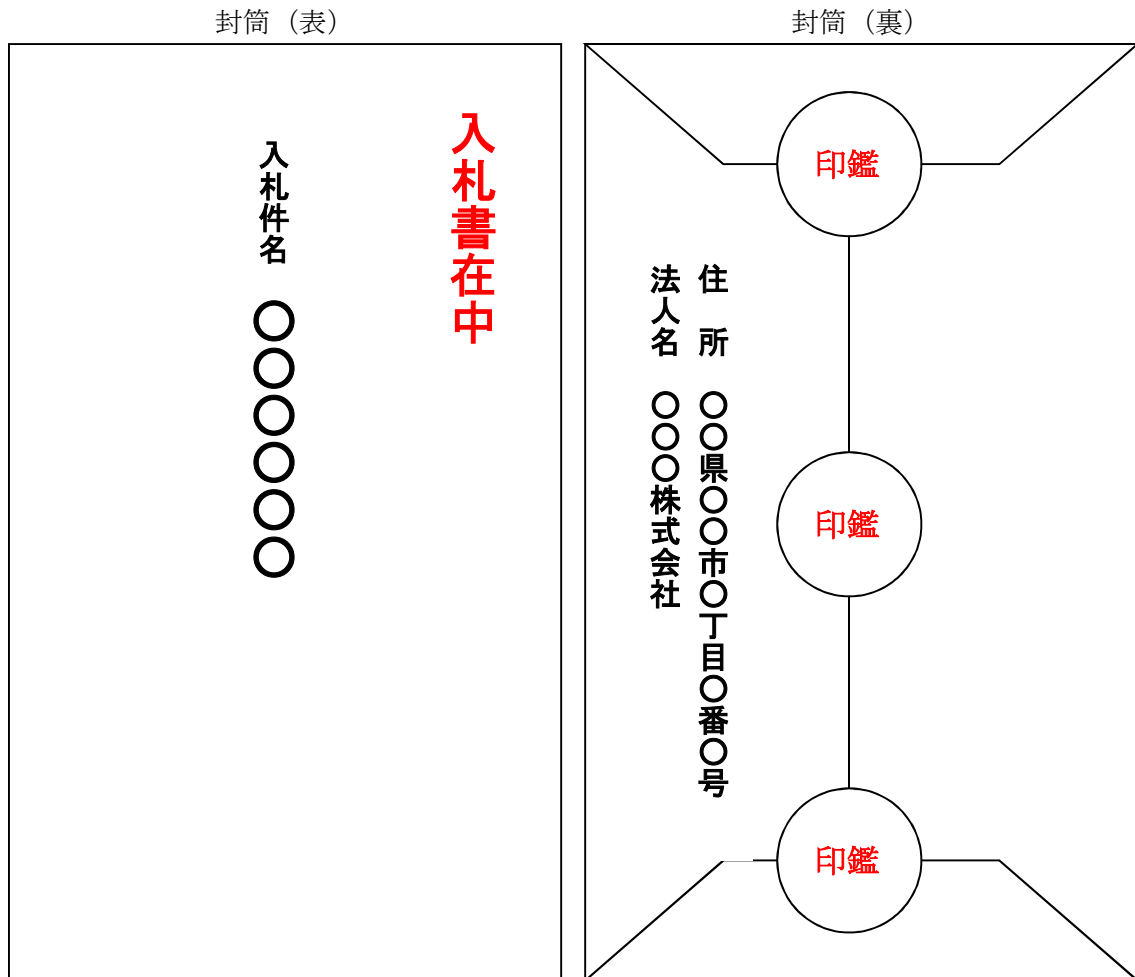
- (1) 落札決定後、落札した業者は速やかに落札価格についての内訳書を提出すること。
- (2) 入札参加届提出後、入札への参加を取りやめる場合は、辞退届（様式自由）を入札日の前日までに提出すること。
- (3) 問い合わせ先（お問い合わせは、FAXでお願いします。）

（問い合わせ期限：2020年3月9日（月）17：00必着）

契約内容に関すること：経理部契約課 林 FAX：044-520-5126

仕様に関すること：資産管理部 本田 FAX：044-520-5143

入札書の封筒記載例



【注意事項】

- 1 縦書き、横書きは問いません。
- 2 表面に朱書きで「入札書在中」と記してください。
- 3 封印は封筒の貼り合わせ部分に入札書に使用した印鑑で押印してください。
- 4 封筒サイズは、原則として長形3号以下のものをご使用ください。

競争入札心得

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

(趣 旨)

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札書の記載方法)

第3条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(入札等)

第4条 入札者は、仕様書、契約書（案）等の入札説明資料及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、契約書（案）等の入札説明資料及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、別紙の書式により作成し封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、入札説明書に示した日時・場所において、入札箱に投入しなければならない。
- 3 前項の場合において、入札者は投入した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 4 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 5 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
- 6 入札者は、次の各号の一に該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過しないものを入札代理人とすることができない。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - (2) 契約の履行に当たり、故意に製造等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (4) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (5) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (7) 競争に参加するための手続き又は契約の履行に関する手続きに際し、虚偽の申告をした者。

(8) (1)から(7)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札。
- (4) 金額を訂正した入札。
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (6) 明らかに連合によると認められる入札。
- (7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札。
- (8) 条件が付されている入札。
- (9) 調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札。
- (10) 同一入札者の入札書が2通以上投入されている入札。
- (11) 再度入札の場合において、前回の最低金額を上回る金額で入札されている入札。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開 札)

第7条 開札は、入札終了後直ちに入札者の面前で行う。

(入札会場への入場等)

第8条 入札会場には入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は入場できない。なお、競争参加者又はその代理人の入場は、入札時刻の前までに入札関係職員に身分証明書を提示のうえ入場するものとする。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、機構の作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

(再度入札)

第 10 条 第 6 条の規定に係わらず、開札の結果落札者がいない場合には、直ちにその場で再度の入札を行うものとする。入札者は、機構が指示する時間までに新たな入札書を機構に提出するものとする。

(随意契約)

第 11 条 機構は、再度の入札においても予定価格を下回る入札がなかった場合には、再度の入札において最低価格を提示した入札者と随意契約をする権利を留保する。

(契約書の提出)

第 12 条 落札者は機構から交付された契約書に記名押印し、交付の日から 7 日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、機構が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に提出しないときは、落札は、その効力を失う。この場合において、機構は損害賠償金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を、落札者から徴収することができる。

(落札決定の取消し)

第 13 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

(異議の申立て)

第 14 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書（案）等の入札説明資料及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

以上

委任状

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、「職員ロッカー及びコートハンガーの調達」
に関し、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関すること
 2. 開札の立ち会いに関すること

記

代理人氏名

代理人使用印鑑

入 札 書

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

印

代 理 人

印

復 代 理 人

印

件 名：職員ロッカー及びコートハンガーの調達

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		,			,			,		

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ入札いたします。

記入例

入札書

日付は入札日を記入してください。

最低価格落札方式：入札日

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

代理人に委任されている場合

代表者の㊟は不要、代理人の㊟は必要です。

【記載例】

東京都×××××
株式会社○○○○○
代表取締役 □□ □□
代 理 人 ◆◆ ◆◆ ㊟

東京都○○区×××△丁目△△番△△号

株式会社○○○○○○○○○

復代理人に委任されている場合

代表者及び代理人の㊟は不要、復代理人の㊟は必要です。

【記載例】

東京都×××××
株式会社○○○○○
代表取締役 □□ □□
代 理 人 ◆◆ ◆◆
復代理人 ★★ ★★ ㊟

代表取締役 □□ □□

印

代 理 人

印

復代理人

印

件 名 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※金額の先頭に¥を記入すること										
		,			,			,		

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ入札いたします。

注：金額は消費税等を含まない金額とし金額の先頭に必ず¥を記入すること。
前ページの見本にゴム印又は署名をされて提出しても支障ありません。
見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

誓約書

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

印

私は、今回の「職員ロッカー及びコートハンガーの調達」について、一切談合はして
おりません。

もし、談合をした事実が判明した場合には、受注を辞退することを誓約いたします。

また、下記「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当していません。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること
となっても異議は一切申し立てません。

記

契約の相手方として不適当な者

- 1 法人等（個人、法人、または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

競争入札参加届

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

印

私は、今回の競争入札「職員ロッカー及びコートハンガーの調達」に、参加いたしますのでお届けします。

記入例

競争入札参加届

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

東京都〇〇区×××△丁目△△番△△号

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 □□□□□□

印

私は、今回の競争入札「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に、
参加いたしますのでお届けします。

注：前ページの見本にゴム印又は署名をされて提出しても支障ありません。

購入契約書（案）

発注者 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と受注者 ○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり購入契約を締結する。

1. 件名 職員ロッカー及びコートハンガーの調達
2. 仕様 別紙「仕様書」のとおり
3. 契約金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 金 円)
4. 納品期限 2020年3月29日
5. 納品場所 別紙「仕様書」のとおり
6. 支払条件 別添「購入契約条項」のとおり
7. 契約保証金 免除
8. 契約条項 別添「購入契約条項」のとおり

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

発注者（甲） 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 石塚博昭

受注者（乙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○

購入契約条項

(総則)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この購入契約条項に基づき、本契約を履行しなければならない。

(権利・義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は委任してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(検査)

第3条 乙は、物品全部を納入したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

3 甲は、前項の検査の結果、不合格の場合には、その取替、又は修補の期間を定めて乙に通知し、乙は自己の負担においてこれを行い、検査を受けなければならない。

4 前項の場合において、第2項は甲が乙から取替、又は修補の完了した旨の通知を受けた日から適用する。

(所有権移転の時期)

第4条 前条の検査を完了し、引渡しを終わった日をもって所有権移転の時期とする。

(危険負担)

第5条 所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意、又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(瑕疵の修補)

第6条 甲は、所有権の移転後であっても瑕疵があることを発見したときは1年以内に乙に対して期日を指定し、その瑕疵の修補を乙の負担において行わせることができる。

2 甲は、乙が前項の期日までに瑕疵の修補をしないときは、乙の負担において第三者にこれを行わせることができる。

(代金の支払)

第7条 甲は、目的物の引渡しを受けた後、適正な請求書を受理したときは甲の定める所定の手続きに従い、乙に対して請負代金を支払う。

(納入期限の延伸)

第8条 乙は、納入期限内に物品の納入ができないことが判明したときは、遅滞なくその理由を記載した書面で甲に納入期限の延伸を申請するものとする。

2 甲は、前項に定める納入期限延伸の申請理由が天災地変、その他乙の責に帰し難い事由による場合には、変更契約を締結することにより無償で納入期限を延伸することができる。

3 前項に定める場合のほか、甲が納入期限の延伸を認めた場合には、納入期限を延伸することができる。

4 甲が前2項に定めるところにより、納入期限を延伸したときは、延伸期日その他必要な事項を乙に通知するものとする。

(履行遅延金)

第9条 乙が前条第3項に定めるところにより、物品を納入したときは、甲は履行遅延金として

納入期限の翌日から起算して、第3条第1項に定める通知の日までの履行遅延日数1日につき未納付金額に年10.95%の割合で計算した額を徴収することができる。

2 前項に定める履行遅延日数の計算については、第3条第1項に定める通知を受けた日から第3条第3項に定める通知をするまでの期間は、履行遅延日数から差引くものとする。

(契約の解除及び違約金)

第10条 乙が、天災地変、その他乙の責に帰し難い事由により契約の解除を申し出たときは、甲はこの契約の全部、又は一部を無償で解除することができる。

2 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙がこの契約の全部、又は一部について物品を納入する見込がないことが明らかになったとき。

(3) 乙がこの契約の履行にあたり、不正又は不当な行為があったとき。

(4) 乙が正当な理由なくして解約を申し出たとき、又は甲が乙の解約理由を不相当としたとき。

3 前項により契約を解除したときは、甲は違約金として契約金額の100分の10を徴収することができる。

4 甲は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、納入部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受け、当該部分に相応する額を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲は、納入遅延、瑕疵、又は契約解除によって業務遂行上支障を生じた場合においては、損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償を請求できる期間は、契約解除の日から1年とする。

(相殺金)

第12条 この契約に基づいて生ずる遅延金、違約金、その他乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲は支払代金と相殺することができる。

2 前項により相殺してもなお乙が支払うべき金額があるときは、その額を別途甲に対して支払わなければならない。

(秘密の保持等)

第13条 乙は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も、同様とする。

(裁判管轄等)

第14条 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法律に従うものとする。

2 本契約に関する訴は、横浜地方裁判所の専属管轄に属する。

(談合等の不正行為及び暴力団関与の場合の契約の解除等)

第15条 第10条の規定にかかわらず、談合等の不正行為及び暴力団関与の場合の契約の解除等については別記「特記事項」のとおりとする。

(その他)

第16条 この契約について定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、必要に応じ双方協議して、定めるものとする。

以上

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わ

なければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上